

平成25年度宇都宮市障がい者優先調達推進方針

1 趣旨

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「障害者優先調達推進法」という。）第9条の規定に基づき、障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針を定め、本市における障がい者優先調達の一層の推進を図る。

2 適用範囲

本方針は、市の全ての部局に適用する。

3 調達の対象

調達の対象となる物品・役務及び障がい者就労施設等は、**別表**のとおりとする。

4 調達の推進方法

- ・ 宇都宮市障がい者優先調達推進会議を設置し、当該会議において調達方針の検討及び策定を行うとともに、調達方針の周知及び調達の推進を呼び掛ける推進員を配置し、全庁的に障がい者就労施設等からの物品等の優先調達を図る。
- ・ イベント等で使用する記念品・啓発物品については、障がい者就労施設等で製作する物品の発注に努める。
- ・ 障がい者就労施設等から提供可能な物品等については、当該施設等からの情報を基に写真等を掲載したリストを作成し、庁内に情報提供する。

5 調達方針及び調達実績の公表

- ・ 本方針を策定または見直しをしたときは、市ホームページにより公表する。
- ・ 調達実績については、毎会計年度終了後、概要を取りまとめ、市ホームページにより公表する。

6 調達の目標

平成25年度の調達目標は、平成24年度調達実績額（6,316千円）以上とする。

7 その他

障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進に資するように、毎年度、本方針の見直しを行うものとする。